

水質浄化運動30年の闘い

- 矢作川で生まれた流域管理 - 矢作川方式 -

矢作川沿岸水質保全対策協議会 事務局長 内藤 連三

矢作川流域の外観

矢作川は愛知県中央部に位置し、本川延長122km、流域面積1,830km²、山間部89%、平野部11%で、流域内に愛知県22市町村、岐阜県3町村、長野県2村を含み、人口130万人を抱える。水源は長野県南部に端を發し、岐阜県東部の水を集めながら、愛知県北部山間部を南流して丘陵地帯に出る。中流部には自動車産業で有名な豊田市と、徳川幕府の祖、家康の出生地である岡崎市があり、流域内の中核都市を形成している。さらに下流部にはかつての日本のデนมーカーと呼ばれた安城市など田園地帯が広がり、最終的に沿岸漁業やノリ養殖などが盛んな三河湾に流れ込んでいる。

矢作川流域の水環境

1960年代、日本は高度経済成長期の真っ只中であつた。日本中が好景気に沸き返る中、無理な工業化は反面その問題点を噴出し始めていた。その一つが公害問題である。水銀のたれ流しは水俣病を引き起し、四日市では大気汚染のため喘息患者が急増した。工業化が進んだ地域の河川では水質汚濁が進み、社会問題化し始めていた。これは矢作川でも同様であつた。

経済成長に伴い、山砂利、陶土採取業者が、上流の山を切り崩すことに狂奔した。採取した土砂を川の水で洗い、ヘドロだけを川にたれ流した。

これにより泥水の川となった。また大規模な工場進出である。豊田市を始めとして自動車産業を中核とする企業が次々と進出し、工場排水を川にたれ流した。

さらに上流山間部の乱開発である。宅地やゴルフ場の造成工事は山々の木を伐採し、裸にしてしまった。上流の表層はサバ土と呼ばれ流れやすい性質がある。このため豪雨があると大量の土砂が流出し、川底にヘドロが溜まった。



写真1 山砂利採取現場



写真2 宅地やゴルフ場の造成などの乱開発現場

このような状況の中で、下流の農民、漁民の、水質汚濁による被害は深刻になった。河川の泥水により、内水面漁業のアユは死滅し、下流沿岸にかけては矢作川から流出したヘドロが堆積し、ノリやアサリの養殖に大打撃を与えた。工場排水や生活排水は、河川に流入して明治用水など農業用水を悪化させた。これらは水田の富栄養化を起し、稲の根腐れなど大きな被害を与えた。

下流で被害を受けた農民や漁民は、事態が直接生活に関わることだけに、汚濁発生源となる業者や役所に直接抗議や要請を行うようになった。

これら農民の悲鳴に驚いた明治用水土地改良区は、



写真3 矢作川のヘドロ堆積状況

とにかく実態把握のために、このような機関では初めての水質分析室を設置した。行政もやっと重い腰をあげ、水質汚濁防止法などの関連法の整備を始めた。

しかしこの時代は工業優先の思想の中にあり、実際の効果はあがらなかった。川は相変わらず汚濁し続け、農民、漁民の抗議や要請はなしのつぶてであった。下流の住民の間に危機意識が高まってきたのはむしろ当然であった。こうして、公害闘争のための連合組織をつくらうという機運が盛り上がっていったのである。

協議会の設立

公害闘争は、個々の農業、漁業団体の活動だけでは効果があがらない。そこで1966年9月3日、下流の6農業団体、7漁業団体、5市町は手を携えて「矢作川沿岸水質保全対策協議会」（以下矢水協という）を設立した。これにより、矢作川の水を守る闘いは、農業団体の明治用水土地改良区の手から発展的に離れ、流域全体へと、活動舞台を拡大していく。流域住民の川を守る闘いが本当に始まったのである。

矢水協の初期の活動は悲壮な闘いの連続であった。当時はまだ経済優先の考え方が強く、法的整



写真4 工場排水調査



写真5 矢作川をきれいにする会のパトロール

備も不十分であったからである。当時の活動の困難を物語るエピソードがある。

1969年11月、矢水協の代表が経済企画庁国民生活局（当時は環境庁はなかった）を訪れ、矢作川水域に「水質保全法」に基づく水域指定の適用を陳情した時である。当時の担当課長は陳情書にも目を通さず、「日本を担う企業を潰すつもりですか」と言われた。この発言から、矢作川の水は自分達の手で守るしかない、強く胸に誓ったものである。

矢水協は独自の闘いを挑まざるを得なかった。まず行ったのは汚濁源を突き止めるため、昼夜を問わずたれ流し工場を見つけると、工場へ乗り込んでた

水質浄化運動30年の闘い - 矢作川で生まれた流域管理 - 矢作川方式 -

矢作川沿岸水質保全対策協議会 事務局長 内藤 連三

れ流しを止めるよう訴えた。また地道に汚濁の実態調査を始め、矢作川の汚濁の実態はデータとしてようやく明るみに出てきた。

1972年、矢水協の活動が社会に大きな波紋を広げた。足を使って集めた膨大なデータと、前年制定された水質汚濁防止法を基に、汚水をたれ流していた悪質山砂利採取3業者を、全国初の水質汚濁防止法違反で愛知県警に告発した。矢作川の自然をあくまで収奪するだけの立場の人達には、こうするより手段がなかった。

交流と学習の積み重ね

1974年、オイルショックが起こり、開発行為に若干ブレーキがかかり始めた。また環境保全の思想も浸透し始め、法的整備も徐々に進み、矢作川の状況も少し良くなってきた。矢水協はこの機を捉え、次なる活動に着手した。それは「流域は一つ運命協同体」を合言葉に、対立関係にあった、上下流の住民の相互理解を深めるための交流の推進、環境教育や啓蒙活動である。1979年6月に最上流の長野県根羽村、平谷村小学校の児童達を下流愛知県一色町の海岸へ潮干狩りに招き、同年10月には三河湾で捕れた新鮮なイワシを、上流山村に産地直送し、朝市を開催するなどの活動を行った。また、上流の加害者たる岐阜県明智町と、下流の被害者たる愛知県一色町の流域「姉妹提携」にも介添えした。その他、矢水協の支援団体づくりにも着手した。矢作川河口の一色町の5つの漁業協同組合婦人部で「矢作川をきれいにする会」を結成し、工場排水、乱開発現場のパトロールや環境問題などの勉強会を開催。地道な交流活動を展開していった。

協調体制の確立

矢水協の地道な活動が実を結び、1977年、愛知



写真6 山の子供達の潮干狩招待



写真7 山村でのイワシ朝市

県は大規模開発の許可条件に「矢水協の同意」を必要とすることにした。つまり矢水協の流域全体を見通した考え方とその活動を評価し、事前協議において意見をいれるようになった。これにより矢水協は流域内の開発行為の誘導へと、その活動を転換していった。その柱は「秩序ある開発」の推進である。

「秩序ある開発」については、1985年に、行政区域にこだわらないで、流域全体から開発順位を決めていく「秩序ある開発を求めて」という指針をまとめ、利益追求型開発を牽制して、その順位決定の判断基準は、公共事業、過疎対策、



写真8 造成現場の調査と指導

地域の経済発展につながる事業、の順である。

また、実際の工事が行われる場合の水質悪化を防止するために、「濁水を出さない工事」の方法についても、矢水協自身が現場パトロールをして業者の中に入って議論し、経験を積み重ねたことで、独自の土砂流出防止対策が編み出されていった。同時に、1983年から大規模開発事業者に、開発前の環境アセスメントを実施し、報告書を提出するよう指導している。ここでは実際の水質監視を行う上で、矢水協は川の濁りを指標とし、誰にもわかる監視方法をとることで、濁水防止の担保とした。

こうした公害防止のノウハウは、業者間に「結果的にリスクが少ない」と、むしろ喜んで受け入れられていった。さらに、工事中は「公害防止連絡会議」を開催して、地域のコンセンサスを図るなど活動は更に広がっていった。

現在では、これら矢作川における水質保全の活動全体は「矢作川方式」と呼ばれ、民間主導型の流域管理の一つの方法として定着している。この活動に大きな力となったのは、1982年に入り、当初18団体で設立した矢水協も、流域27市町が加入し、現在52団体となったこと。その他に「矢作川流域研究会」、「矢作川をきれいにする会」、「矢作川環境技術研究会」、「中部森林開発研究会」、「豊田市立西広瀬小学



写真9 公害防止連絡会議

校児童会」など数多くの協力団体が、側面から支援する体制になっていることも見逃せない。

このように、かつて敵味方に分かれて闘争した問題も、お互いが話し合い、理解していくことによって、最後には協調と調和の中で、解決が図られるようになったのである。

これこそ「矢作川方式」の最大の勝利と言えるのではないか。